

くらしと協同の研究所

第27回総会 議案書

開催日：2019年7月6日（土）17:00～17:40

会場：コープイン京都

京都市中京区柳馬場蛸薬師上ル井筒屋町 411
TEL 075-256-6600

（ご注意）

- ・「総会記念シンポジウム」は、13:00～16:35 同会場で開催します。
- ・詳細は「第27回総会記念シンポジウムご案内」をご覧下さい。
- ・総会当日は、この『議案書』をご持参ください。



くらしと協同の研究所

〒604-0857
京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町 258 コープ御所南ビル4F
TEL 075-256-3335 FAX 075-211-5037
Email kki@ma1.seikyou.ne.jp (← ma1 の 1 は数字です)
URL <http://www.kurashitokyodo.jp>

第27回総会議案と議事次第

| | | |
|-----|-------|-------------------------------------|
| 議 案 | 第1号議案 | 2018年度 活動のまとめ、会計報告 |
| | 第2号議案 | 2019年度 活動方針及び予算 |
| | 第3号議案 | 役員改選の件（27期28期） ※役員候補者名簿は当日配布します。 |

| | |
|-------------------|--------------|
| 議事次第 | 一、開会・議長確認 |
| | 二、議事録署名人の選出 |
| | 三、議案提案と審議、採決 |
| 第1号議案、第2号議案、第3号議案 | |

同 審議
同 採決

四、閉会

※総会終了後、18:00より懇親交流会を開催いたします。

第 27 回総会によせて

くらしと協同の研究所理事長 若林靖永

新体制での 2 年間がたち、今年は役員改選の年にあたります。新たな仕組み、新たな体制ですすめてきた 2 年間をふりかえり、その成果を確認し、課題を明確にして、くらしと協同の研究所の運営と活動を改善していくことが求められます。

新しい運営方法は 2 年間を通じて、ていねいにそして確実にすすめていくことができました。常任理事会、企画委員会、運営委員会がそれぞれの役割を明確にして、研究所の運営をすすめました。また、「くらしと協同全体研究会」が新たに設置され、個人会員、研究者を中心に 2 回開催しました。編集委員会は年 4 回の発行に合わせて運営体制を見直す方針を具体化しています。

現代社会におけるさまざまな諸課題に対してさまざまな協同が求められるようになっており、協同組合は自らを変えることでそのような社会的課題にどう貢献するかが問われています。このような状況認識のもとで、くらしと協同の研究所もまた自らの役割・使命を再定義し、調査研究、研修等の事業を推進していくことが求められています。なにが求められているか、を自覚的に探求して取り組んでいくことが引き続き重要課題です。

そのような問題意識から、「若い世代」の組合員そして生協職員に注目した基幹研究会「次世代生協研究会—若年層と未来の協同社会に向けて」を新たに設置することを決めました。

会員のみなさまにも、これまでの研究所の成果をふまえ、新たな研究、活動、事業が展開されるよう、ともに研究所活動にご参加いただきたいと願っています。

第1号議案 2018年度活動のまとめ、会計報告

2018年度 活動のまとめ

はじめに

2018年4月に日本協同組合連携機構（JCA）発足に伴い、研究所間の交流がスタートしました（18年度は5回開催）。

参加は農業協同組合・農林中金・消費生活協同組合・労働者協同組合・医療生活協同組合の各研究所です。歴史も業種も違う背景を持っていますが、各研究所の課題について意見交換をすすめきました。

5月14日にはJCA主催「協同組合関係研究組織の交流会」が開催されました。これを機に今後の協同組合研究での連携が求められています。

全体の振り返り

I. 組織改革

1. 研究所運営と研究活動の分離、および研究者の世代継承を目指して行われた組織改革は、この2年間で概ねその方針通りに進められてきたと考えます。運営面では運営委員会を毎月開催し、その時々の課題を常任理事会・理事会に提案し承認を得るという形がつくれたと考えます。世代継承については、中堅・若手の研究者による各種研究活動への参加が増えるなど、すそ野が広がりつつあると考えます。
2. 生協現場との関係では、常任理事会や理事会、企画委員会において、現場実践家の声を聞く場を必ず設け、研究課題と結びつけることができました。
3. 課題としては、各委員会に複数在籍する研究者に過重な負担がかかっている問題があり、次年度には改善する必要があります。

II. 若手研究者の研究活動参加

20代～30代の若手研究者（院生）に対して、「くらしと協同全体研究会」での研究結果報告、基幹研究会や『くらしと協同』取材・執筆に参加する機会をつくり、新たな人財を増やしてきました。コーポラティブ・ラボ※も旺盛に行われ、関東の若手研究者からも、その結局はうらやましいとの声もありました。

また、シンポジウム準備会や次期基幹研究会に中堅研究者の参加を増やしていました。

※コーポラティブ・ラボ

協同組合的取組みを研究対象とする若手研究者が研究領域の垣根を越えて、くらしと協同の研究所を拠点にして、情報交換、議論、発信を行う場として2017年1月、スタートしました。同年12月に名称を「コーポラティブ・ラボ」とし、およそ年4回、10名程度の若手研究者によって開催されています。

分野別課題の振り返り

I. 調査研究活動の推進

1. 基幹研究会を柱にした調査研究活動の推進

(1) 生協労働研究会

医療生協職員意識調査の実施を行いました。

2018年10月 尼崎医療生協

2019年2月 鳥取医療生協

広島医療生協

医療生活協同組合健文会（山口県）

4医療生協合計：対象者数2832人 回収2171人 回収率76.7%

2019年3月 調査の一次まとめ

(2) 新しい基幹研究会のテーマの検討

次期基幹研究会のテーマを「若年世代と生協」として5月に第1回準備会を開催しました。

（研究会名：次世代生協研究会）

上記テーマについては、企画委員会（実践家と研究者）の論議に基づいて運営委員会で検討し、理事会において確認されました。

「組合員の平均年齢が年々上昇している。今の若い世代（20代～30代）に商品や価格、カタログや利用の仕方などがマッチしているのか」という意見が多く出され、そういう世代の実態を調査研究する必要性があるという結論になりました。

(3) くらし福祉研究会

すでに2017年度に終了していますが、研究成果を報告書（2018年5月発行）ならびに第26回総会記念シンポジウム2日目分科会にて報告して頂きました。

2. くらしと協同全体研究会の開催

研究者の研究活動の発表、交流を進めるためにくらしと協同全体研究会を開催しました。運営委員会で企画検討し、開催しました。

日時 2019年3月2日

場所 コープ御所南会議室

(1) 参加者

| | 今年 | 昨年 |
|---------|----|----|
| 研究員 | 13 | 16 |
| 個人・団体会員 | 10 | 8 |
| 非会員 | 8 | 1 |
| 事務局 | 3 | 2 |
| 計 | 34 | 27 |

(2) 報告内容

3つの公募研究会から研究内容の報告をしていただきました。

研究会名・報告者

○新しい協同の研究会・真鍋宗平

○買い物支援研究会・熊崎辰法

○「物」の整理研究会・奥谷和隆、川口啓子

また、新しい試みとして、若手協同組合研究者の育成を目的に、大学院生による博士論文をテーマにした報告とベテラン研究者からのコメントを行いました。

報告者、報告テーマ、コメンテーターは以下の通りです。

○下門直人氏：インドにおける酪農業協同組合による牛乳・乳製品のフードシステム構築とソーシャル・ビジネス

コメント：立命館大学経済学部 増田佳昭先生

○浮綱佳苗氏：消費者としての女性たち—19～20世紀転換期イギリスの協同組合運動—

コメント：姫路獨協大学名誉教授 中久保邦夫先生

○千恵蘭（チョン ヘラン）氏：韓国原州における社会的協同組合の取組み

コメント：立命館大学産業社会学部 秋葉武先生

参加者からは「大学院生の博士論文から世界の協同組合に関する報告を聞くことが出来て新鮮で良かった。」などの感想がありました。

3. 公募研究会・自主研究会の推進

(1) 公募研究会

現在活動中の公募研究会は以下の通りです。また、新しく公募研究会を立ち上げたいとの申し込みが1件あり、2019年度に立ち上がる予定です。

○買い物支援研究会

○新しい協同の研究会

○「物」の整理研究会

(2) 自主研究会

2018年度は、自主研究会を立ち上げるために、「くらしと協同全体研究会」で会員の集まる機会に直接自主研究会について案内しましたが、応募にいたっておりません。宣伝のあり方や制度面での見直しが必要と考えます。

(3) 生協総研公開講座の開催

・共催（於 コープ御所南会議室）

5月19日 「1980年代から協同組合の研究の一覧 -理論と運動と-」

11月10日 「ロバート・オウエン協会60周年記念集会」

・後援（於 キャンパスプラザ）

11月22日 「生協は若年層にどう向き合うか」

4. 会員生協と連携した調査研究活動

(1) 企画委員会を中心に会員生協の事例、問題意識などを交流しながら、研究所の研究課題を検討してきました。その結果、I—1—(2) にあるように次期基幹研究会のテーマ設定につながりました。

(2) 講師活動の推進

会員団体などが組織内の学習や研修などの講師として、研究者の研究を役立てると共に、研究者にとっても生協など実践現場とのつながりが出来る事でさらなる研究に役立つ意味でも、講師活動は大切なものとして位置づけ会員団体からの相談に応じながら、研究者の紹介を行いました。

(3) 共同調査、受託調査の推進

共同調査、受託調査などの調査活動は研究所と会員との関係と強めるとともに、研究者の調査、研究活動にとっても重要なものとして位置づけています。2018年度は生協労働研究会による職員意識調査を行いました。

5. コーポラティブ・ラボのサポート

コーポラティブ・ラボについては若手研究者の主体性を尊重しつつ、研究費等のサポートを行ってきました。2018年度は研究所において4回開催しました。

第26回総会記念シンポジウムの2日目分科会において前年に引き続き、コーポラティブ・ラボから報告していただきました。

10月には奈良県川上村「一般社団法人かわかみらいふ」の取組みと同村で行っている「やまいき市」の活動の視察を行い、各人の研究視点から今後の研究課題をさぐりました。

2018.3.21～2019.3.20までの活動

・2018.7.1（日）第7回開催

議題：①くらしと協同の研究所・第一分科会の振り返り

②今後のコーポラティブ・ラボの活動について

・2018.10.21（日）～22（月）第8回開催

視察内容：①「一般社団法人かわかみらいふ」の取組みについての視察

②川上村で活動を行っている「やまいき市」の活動についての視察

・2018.12.17（月）第9回開催

議題：①かわかみらいふの視察を終えての振り返りと討議

②季刊『くらしと協同』の企画等について

③その他、連絡事項等

・2019.2.12（火）第10回開催

議題：①『くらしと協同』の企画について

②かわかみらいふを対象とした今後の共同研究について

③第27回総会記念シンポジウム分科会について

II. 総会記念シンポジウム、組合員理事トップセミナーの企画

1. 第26回総会記念シンポジウム

2018年6月30日(土)～7月1日(日)にコーポイン京都で開催しました。

全国の役職員、生協組合員、研究者等66団体、218名が参加しました。

| | 2018 | | 2017 | | |
|-----|------|--------|------|-------|-----|
| | 人数 | 構成比 | 人数 | 構成比 | 前年差 |
| 職員 | 88 | 40.4% | 66 | 41.0% | 22 |
| 役員 | 43 | 19.7% | 31 | 19.3% | 12 |
| 組合員 | 31 | 14.2% | 12 | 7.5% | 19 |
| 研究者 | 27 | 12.4% | 36 | 22.4% | -9 |
| 他団体 | 25 | 11.5% | 13 | 8.1% | 12 |
| 院生 | 4 | 1.8% | 3 | 1.9% | 1 |
| 合計 | 218 | 100.0% | 161 | 100% | 57 |

（1）1日目

- ・「現代のくらしにおいて、わたしたちには何ができるのか？」—「無印良品」のあり方と仕組みから考える—をテーマに開催しました。
- ・今年のシンポジウムは、多くの生協役職員、組合員、関係団体など、200名を越える参加となりました。また、テーマ上、商品部関係の職員が多数参加されました。
良品計画の萩原富三郎様から、無印良品がスタートしてから今までを多角的にお話しいただきました。どの様な想いで創業されたのか、社会、時代に対してどの様に対峙してきたのか、どの様なポリシーを持って商品開発を行ってきたのかなどを若林理事長とのクロストークという形でお話しいただく事により、より深く無印良品について知る事が出来ました。日常のくらしの現場を徹底して観察する事から商品開発を行うなど、多くの示唆を頂きました。
- ・参加者からは「生協が目指す姿と共通するところもあり、そうした感性を我々スタッフも取り入れていく必要がある（自然と身に付けて行く）ように感じます。」「アプローチは少し違うものの、本質的に生協が考えていることと同じ部分が多く、共感したり、モヤモヤしていたことを言葉にしていただいて、ハッとする場面がたくさんありました。今一度、原点に立って、商品づくり・政策を考えていこうと思いました。」などの感想をいただきました。

(2) 2日目

総会記念シンポジウム2日目は3つの分科会を開催しました。

- ・第1分科会は、昨年に引き続き、コーポラティブ・ラボ担当していただき、「地域における協同の再発見と再発進-国内外の取り組みから-」と題し、国内外の様々な協同組合と協同の事例について報告いただきました。
- ・第2分科会は、「超高齢社会における生協の福祉の今」と題し、くらし福祉研究会の研究者とその調査先の皆様から報告いただきました。
- ・第3分科会は、「企業の事業性と社会性の両立について考える」と題し、社会における役割を果たす事業について、その実態や困難、意義、可能性について、生協および取引先企業の実践事例を報告いただきました。

2. 第20回生協組合員理事トップセミナー

2018年12月1日（土）～2日（日）、コーポイン京都で開催しました。

参加状況：

| | 2018年 | 2017年 |
|-----------|-------|-------|
| 参加生協 | 17 | 16 |
| 参加者 | 41 | 48 |
| 非会員生協 | 8 | 5 |
| 非会員生協参加者 | 13 | 13 |
| 初参加者（全体） | 18 | 31 |
| 初参加者（会員） | 10 | 18 |
| 初参加者（非会員） | 8 | 13 |

- ・「協同組合の価値を生み出し育む～組合員理事が生協にいる意味とこれからのあり方を考える。そしてチカラに。」をテーマに開催しました。
- ・ならコープ、コープあいち、京都生協（2名）、コープしがの5名の呼びかけ人の皆さんと企画と運営を行いました。
- ・参加者からは、「生活者の視点感覚の大切さ」「三位一体の強み」「地域のプロ、生活のプロ、子育てのプロとしての視点を持つことの大切さ」「地域に関心を持つことや地域との連携や協同組合間での取り組み流れづくりの必要性」等の気づきや、今後大切にしたい行動として「地域の声に耳を傾ける」「地域とのつながりをつくる」「地域や他団体との協同や連携」等の声が出されました。

III. 編集・広報活動の推進

1. 『くらしと協同』

季刊『くらしと協同』を年4回発行しました。協同組合が現代社会の抱える課題にどこまで関与できるかということを編集委員の問題意識で企画化してきました。特に今年は協同組合連携機構の発足、SDGsへの関心の高まり、カタログの編集、民主主義の問題をとりあげてきました。執筆は、外部研究者はもとより、研究所研究員に積極的にお願いしてきました。

※1回あたり約2000部発行しており団体加入生協、協同組合・研究者・個人会員に送付しています。

<2018年企画>

| 号(発行日) | 特集 | 企画趣旨 |
|----------------|-------------------|--|
| 夏号 (6月25日) | 組合員を惹きつける生協の『編集』 | 今回も生協以外の企業・団体を多数取り上げさせていただいた。宅配などの事業で生協と通ずる企業・組織への取材のたびに感じるのは、事業者としての生協へのリスペクトである。しかし近年では、「種類が多すぎる」「掲載商品が多すぎる」「掲載情報がわかりにくい」など、組合員から生協カタログへの批判的な声も少なくないと聞く。本号を通じて生協外部の知見に触れ、宅配事業の先駆者としてよりよいカタログ創りがすすむことを、一利用者としても期待したい。 |
| 秋号 (9月25日) | 日本協同組合連携機構の課題と可能性 | 2018年4月「日本協同組合連携機構(JCA)」が発足した。生協、農協、漁協、森林組合、協同組織金融機関、労働者協同組合など各種協同組合が業種の枠を越えて「連携」する常設の全国組織の誕生である。これを機にあらゆる協同組合組織が一致団結して「協同組合」という存在の役割と意義を訴え、認知度を向上させることが期待されている。 |
| 冬号 (12月25日) | 人口減少社会にどう立ち向かうか | アベノミクスは金融緩和、財政出動を行ったが、国民へのトリクルダウンは起こらず、格差・貧困が進んでいる一方で少子化により人口減が進行し、今後右肩上がりの成長は望めないのではないか。その中で日本の経済や国民生活はどうあるべきなのかを考える。 |
| 春号 (3月25日) | 民主主義と生協 | 現代社会における主体としての参加の意義や課題について(社会・政治の一般論+その中における生協の立ち位置)。規模拡大にともなう生協の民主主義の課題と展望(広域生協の現状と工夫について。ある意味では単協の縮図?という面も)。 |

2. 報告書等

- (1) 第26回総会記念シンポジウムの報告は、『くらしと協同・増刊号』として2018年9月に発行しました。
- (2) 第20回生協組合員理事トップセミナーは、2019年3月に『報告集』を発行しました。

3. ホームページ

総会記念シンポジウムなど、これから開催する企画などの宣伝を積極的に行う事を目指しましたが、ホームページの更新が遅れ、時期に合った宣伝、更新が出来ませんでした。

IV. 研究所の運営

2018年度は幅広い研究者に参加していただく事で一部の研究者に負担が集中している運営を改善する事を目指しました。その一環として、本総会記念シンポジウムは研究員を中心に準備会を設置し、企画、運営を担っていただきました。今後とも研究員登録者の活躍の場としてすすめていきます。

1. 常任理事会・理事会

常任理事会・理事会では、重要課題や研究所の取り組み内容に対して、議論を深めました。

2. 企画委員会

2019年度立ち上げ予定の新しい基幹研究会の設置に向けて、企画委員会で意見、問題意識を出し合い、継続論議しながら、「若年世代と生協」というテーマに繋げました。

3. 運営委員会

- (1) 研究所の運営を日常的に担いました。また、第27回総会記念シンポジウムのテーマを検討しました。
- (2) 企画委員会で出た意見を運営委員会の中で協議し、研究活動に繋げました。
- (3) 2018年度の「くらしと協同全体研究会」について、企画内容を検討、準備を進めました。
また、準備会の設置についても協議の上、2019年については設置しない事としました。

4. 編集委員会

- (1)『くらしと協同』を発行する為、年間12回前後の編集委員会を開催し各号の企画提案、取材・執筆、記事校正を行ってきました。編集長、副編集長 2名（大学教員）は毎回編集委員会に参加するとともに企画立案も行ってきました。（編集委員会構成：大学教員2・院生事務局3・事務局3）
- (2) (1)により編集委員長、副編集長の負担は他の協同組合研究所の場合と比べて著しく重くなっています。次年度は編集委員会のあり方の改善、強化が必要です。

5. 事務局

- (1) 生協と研究所を繋げる役割を目指しました。新しい基幹研究会のテーマ設定や、各機関会議で会員生協から出された声を研究所の研究活動に反映しました。

2018年度収支計算書

2018年3月21日～2019年3月20日(単位:円)

| 収入の部 | 予 算 | 実 績 | 差 異 | 備 考 |
|-----------------|------------|------------|------------|----------------------------------|
| 1、会費収入 | 15,968,000 | 15,834,000 | -134,000 | |
| 団体(正) | 13,980,000 | 13,860,000 | -120,000 | 34団体 |
| 団体(賛) | 1,020,000 | 1,080,000 | 60,000 | 10団体 |
| 個人(正) | 950,000 | 876,000 | -74,000 | 148人 |
| 個人(賛) | 18,000 | 18,000 | 0 | 3人 |
| 2、事業収入 | 2,955,000 | 3,297,078 | 342,078 | 受託調査(大阪福祉事業団)、シンポ、トップセミナー、書籍 |
| 3、雑収入 | 0 | 144 | 144 | 利息など |
| 当期収入合計 (a) | 18,923,000 | 19,131,222 | 208,222 | |
| 前期繰越収支差額 | 11,932,253 | 11,932,253 | 0 | |
| 収入合計 (b) | 30,855,253 | 31,063,475 | 208,222 | |
| 支出の部 | | | | |
| 1、事業費支出 | 14,826,000 | 12,609,522 | -2,216,478 | |
| ①研究人件費 | 1,800,000 | 1,800,000 | 0 | 院生事務局 |
| ②研究活動費(調査研究費) | 4,066,000 | 2,615,420 | -1,450,580 | |
| 研究交流会費 | 350,000 | 344,974 | -5,026 | 研究交流会費用(コープラボ) |
| ぐらしと協同全体研究会 | 400,000 | 246,898 | | |
| 基幹研究会活動費 | 2,000,000 | 330,202 | -1,669,798 | 生協労働研究会 |
| 公募研究会活動費 | 400,000 | 300,000 | -100,000 | 協同組合による買物支援研究会、新しい協同の研究会、物の整理研究会 |
| 会費 | 616,000 | 612,000 | -4,000 | 地域と協同の研究センター、日本協同組合学会、 |
| 研究出張費 | 50,000 | 155,872 | 105,872 | |
| 受託調査研究費 | 0 | 449,228 | 449,228 | 大阪福祉事業団 |
| 図書購入費 | 250,000 | 176,246 | -73,754 | 定期誌、書籍 |
| ③研究企画費(講演講座開設費) | 4,660,000 | 4,035,496 | -624,504 | 総会シンポジウム、トップセミナー、 |
| ④教育文化費 | 4,300,000 | 4,158,606 | -141,394 | |
| 「ぐらしと協同」費用 | | 4,158,606 | 4,158,606 | 印刷、取材、謝礼、編集委員会費用など |
| 報告書等費用 | | 0 | 0 | |
| 2、管理費 | 3,915,000 | 3,446,291 | -468,709 | |
| ①機関会議費 | 1,627,000 | 1,373,374 | -253,626 | 総会、常任理事会、理事会、企画委員会、運営委員会 |
| ②消耗品費 | 20,000 | 1,330 | -18,670 | 文具、トナー、など |
| ③通信交通費 | 750,000 | 510,289 | -239,711 | |
| ④賃借料 | 1,296,000 | 1,296,000 | 0 | 研究所事務所家賃 |
| ⑤委託業務費 | 200,000 | 182,680 | -17,320 | 会計事務所、パソコン管理、HPなど |
| ⑥支払手数料 | 20,000 | 16,258 | -3,742 | 振込料、発行証明書 |
| ⑦租税公課 | 2,000 | 1,000 | -1,000 | 印紙 |
| ⑧雑費 | 0 | 0 | 0 | |
| ⑨備品購入費 | 0 | 65,360 | 65,360 | プリンター1台 |
| 3、雑損失 | 0 | 24,000 | 24,000 | 資格喪失者(2名) |
| 当期支出合計 (c) | 18,741,000 | 16,079,813 | -2,661,187 | |
| 当期収支差額 (a - c) | 182,000 | 3,051,409 | 2,869,409 | |
| 次期繰越し差額 (b - c) | 12,114,253 | 14,983,662 | 2,869,409 | |

2018年度正味財産増減計算書

2018年3月21日～2019年3月20日

(単位:円)

| 経常収益 | 今年度 | 前年度 | 増減額 | 備考 |
|----------|------------|------------|----------|------------------|
| 1 会費収入 | 15,834,000 | 15,949,000 | -115,000 | |
| 団体会費 (正) | 13,860,000 | 13,980,000 | -120,000 | 34団体 |
| 団体会費 (賛) | 1,080,000 | 1,020,000 | 60,000 | 10団体 |
| 個人会費 (正) | 876,000 | 931,000 | -55,000 | 148人 |
| 個人会費 (賛) | 18,000 | 18,000 | 0 | 3人 |
| 2 事業収入 | 3,297,078 | 2,962,430 | 334,648 | 受託研究、シンポ、セミナー、書籍 |
| 3 雑収入 | 144 | 7,113 | -6,969 | 預金利子 |
| 経常収益計 | 19,131,222 | 18,918,543 | 212,679 | |

| 経常費用 | 今年度 | 前年度 | 増減額 | 備考 |
|-----------------|------------|------------|-----------|----------------------------------|
| 1 事業費 | 12,609,522 | 12,303,449 | 306,073 | |
| ①研究人件費 | 1,800,000 | 1,800,000 | 0 | |
| 非常勤研究員等手当 | 1,800,000 | 1,800,000 | 0 | 院生事務局 |
| ②研究活動費(調査研究費) | 2,615,420 | 2,469,437 | 145,983 | |
| 研究交流会 | 344,974 | 318,380 | 26,594 | 研究交流会費用(コーブラボ) |
| 研究委員会等活動費 | 0 | 0 | 0 | |
| くらしと協同全体研究会活動費 | 246,898 | 0 | 246,898 | くらしと協同全体研究会 |
| 基幹研究会活動費 | 330,202 | 902,161 | -571,959 | 生協労働研究会 |
| | | | | 協同組合による買物支援研究会、新しい協同の研究会、物の整理研究会 |
| 公募研究会援助金 | 300,000 | 300,000 | 0 | |
| | | | | 地域と協同の研究センター、日本協同組合学会 |
| 会費 | 612,000 | 610,000 | 2,000 | |
| 研究出張費 | 155,872 | 88,630 | 67,242 | |
| 受託調査研究費 | 449,228 | 0 | 449,228 | 大阪福祉事業団 |
| 図書購入費 | 176,246 | 250,266 | -74,020 | 定期誌、書籍 |
| ③研究企画費(講演講座開設費) | 4,035,496 | 4,447,236 | -411,740 | 総会シンポジウム・トップセミナー |
| 総会記念シンポジウム | 2,118,351 | 2,209,175 | -90,824 | |
| 組合員理事 | | | | |
| トップセミナー | 1,917,145 | 2,238,061 | -320,916 | |
| 公開講座 | 0 | 0 | 0 | |
| ④教育文化費 | 4,158,606 | 3,586,776 | 571,830 | |
| 「くらしと協同」作成費用 | 4,158,606 | 3,586,776 | 571,830 | 印刷、取材、謝礼、編集委員会費用など |
| 報告書等作成費用 | 0 | 0 | 0 | |
| 2 管理費 | 3,446,291 | 3,628,626 | -182,335 | |
| ①機関会議費 | 1,373,374 | 1,620,086 | -246,712 | 総会、常任理事会、理事会、企画委員会、運営委員会 |
| ②消耗品費 | 1,330 | 12,390 | -11,060 | 文具、トナー、など |
| ③通信交通費 | 510,289 | 481,569 | 28,720 | |
| ④賃借料 | 1,296,000 | 1,296,000 | 0 | 研究所事務所家賃 |
| ⑤委託業務費 | 182,680 | 199,690 | -17,010 | 会計事務所、パソコン管理、HPなど |
| ⑥支払手数料 | 16,258 | 18,291 | -2,033 | 振込料、残高証明書 |
| ⑦租税公課 | 1,000 | 600 | 400 | 印紙 |
| ⑧雑費 | 0 | 0 | 0 | |
| ⑨備品購入費 | 65,360 | 0 | 65,360 | プリンター1台 |
| 3 減価償却費 | 0 | 0 | 0 | |
| 4 雜損失 | 24,000 | 66,000 | -42,000 | 資格喪失者 |
| 経常費用計 | 16,079,813 | 15,998,075 | 81,738 | |
| 当期経常増減額 | 3,051,409 | 2,920,468 | 130,941 | |
| 当期一般正味財産増減額 | 3,051,409 | 2,920,468 | 130,941 | |
| 一般正味財産期首残高 | 11,932,254 | 9,011,786 | 2,920,468 | |
| 一般正味財産期末残高 | 14,983,663 | 11,932,254 | 3,051,409 | |

財産目録

2019年3月20日現在（単位：円）

| 科 目 | 金額 |
|----------------|--------------|
| I. 資産の部 | |
| 1. 流動資産 | |
| 現金 | 384, 916 |
| 普通預金 | |
| 京都銀行・府庁前支店 | 10, 293, 620 |
| 郵便貯金 京都衣棚夷川郵便局 | 4, 736, 130 |
| 未収金 未収会費他 | 54, 000 |
| 前払金 | 30, 720 |
| 流動資産合計 | 15, 499, 386 |
| 2. 固定資産 | |
| 備品 | 1 |
| 固定資産合計 | 15, 499, 387 |
| II. 負債の部 | |
| 1. 流動負債 | |
| 預り金 2019年度会費他 | 39, 727 |
| 未払金 | 475, 997 |
| 流動負債合計 | 515, 724 |
| 負 債 合 計 | 515, 724 |
| 正 味 財 産 | 14, 983, 663 |

貸借対照表
2019年3月20日現在(単位:円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---------|------------|-------------------------|-------------------------|
| 1. 資産の部 | | II. 負債の部 | |
| 1. 流動資産 | | 1. 流動負債 | |
| 現金 | 384,916 | 預り金 | 39,727 |
| 預金 | 15,029,750 | 未払金 | 475,997 |
| 未収金 | 54,000 | | |
| 前払金 | 30,720 | 流動負債合計 | 515,724 |
| 流動資産合計 | 15,499,386 | 負債合計 | 515,724 |
| 2. 固定資産 | | III. 正味財産の部 | |
| 備品 | 1 | 一般正味財産 (うち当期正味財産増減額) | 14,983,663 3,051,409 |
| 固定資産合計 | 1 | 正味財産合計 | 14,983,663 |
| 資産合計 | 15,499,387 | 負債及び正味財産合計 | 15,499,387 |

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

資金の範囲について

資金の範囲には、現金・預金、未収金、預り金、未払金を含めている。

2. 次期繰越収支差額の内容は、次の通りである。 (単位:円)

| 科 目 | 前期末残高 | 当期末残高 |
|----------|------------|------------|
| 現 金・預 金 | 12,725,752 | 15,414,666 |
| 未 収 金 | 72,000 | 54,000 |
| 前 払 金 | 23,010 | 30,720 |
| 合 計 | 12,820,762 | 15,499,386 |
| 預 り 金 | 44,410 | 39,727 |
| 未 払 金 | 844,099 | 475,997 |
| 合 計 | 888,509 | 515,724 |
| 次期繰越収支差額 | 11,932,253 | 14,983,662 |

3. 固定資産の取得額、減価償却累計額、及び期末残高は、次の通りである。(単位:円)

| 科 目 | 取得価格 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|-----|---------|---------|-------|
| 備 品 | 200,000 | 199,999 | 1 |
| 合 計 | 200,000 | 199,999 | 1 |

調査報告書

平成 31 年 4 月 22 日

くらしと協同の研究所

理事長 若林 靖永 殿

公認会計士 木田事務所

公認会計士

木田



私は、くらしと協同の研究所の平成 30 年度（平成 30 年 3 月 21 日から平成 31 年 3 月 20 日まで）の財務諸表、すなわち、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録、財務諸表に対する注記、ならびに、収支計算書及び収支計算書に対する注記について調査を行いました。

調査は、上記の財務諸表等が、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従って作成されているかについて、独立した第三者の立場から検討いたしました。

調査の結果、私は、上記の財務諸表等が、くらしと協同の研究所の平成 31 年 3 月 20 日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態を、全ての重要な点において、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従って作成されているものと認めます。

くらしと協同の研究所と私との間には、特別の利害関係はありません。

以上

2号議案 2019年度活動方針及び予算

2019年度 活動方針

はじめに

5月14日に全国の協同組合研究組織の交流会が開催されました。農業協同組合・農林中金・消費生活協同組合・労働者協同組合・医療生活協同組合など、幅広い協同組合の研究組織の交流となりました。今後もこの交流を大切にしながら、他の研究所の運営から学ぶとともに、協同組合の垣根を越えた協同組合間協同を意識した視座を大切にします。

I. 調査研究活動の推進

1. 基幹研究会を柱にした調査研究活動の推進

(1) 生協労働研究会

生協労働研究会は2020年1月に2クールの期間が満了となります。これまでの医療生協や地域生協での調査・研究活動の報告書を作成していきます。報告書は2020年中の発行を目指します。

(2) 新基幹研究会「次世代生協研究会」の設置

2018年度を通じて、新しい基幹研究会のテーマについて協議を続けてきました。それらの協議を踏まえ、「若年世代と生協」について、あらたに「次世代生協研究会」を立ち上げます。2019年8月頃のスタートを予定しています。

研究会メンバー（敬称略）

座長 辻村英之（京都大学）

副座長 加賀美太記（就実大学）・玉置了（近畿大学）

岩橋涼（京都大学）

鬼頭弥生（京都大学）

浮綱佳苗（京都大学）

松原拓也（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

2. くらしと協同全体研究会の開催

研究所の研究活動の発表、交流を進めるために引き続きくらしと協同全体研究会を開催していきます。内容については運営委員会で協議し、必要に応じて準備会を立ち上げます。

3. 公募研究会・自主研究会の推進

(1) 公募研究会

事務局と公募研究会とのコミュニケーションを推進します。その為に事務局も公募研究会へ積極的に参加します。研究・活動内容はホームページや全体研究会などで紹介し、新たな研究会の立ち上げを呼び掛けます。

(2) 自主研究会

この2年間、自主研究会の希望がなく、制度そのものの問題含めて2019年度の検討課題とします。一方で全体研究会や総会などの機会、またホームページ、その他宣伝物の発送などを通じて、新規の立ち上げの呼び掛けも継続します。

4. 公開講座、公開研究会等の企画

現代あるいは将来の社会に関する問題や課題に「くらし」「協同」「地域」などテーマにそつて光をあて、企画内容を具体化し開催します。

5. 会員生協の問題意識や課題に基づく研究活動

会員生協で起こっている事実や課題が研究所の研究活動とつながるように、企画委員会などで出された会員生協の声を研究所の活動に繋げて行きます。

6. コーポラティブ・ラボのサポート

若手研究者との繋がりの広がりをめざし、コーポラティブ・ラボに対して引き続き、その主体性を尊重し研究所としてサポートを行います。

II. 総会記念シンポジウム、組合員理事トップセミナーの企画

1. 第27回総会記念シンポジウムの開催

(1) 2019年7/6（土）7/7（日）に、コーパイン京都にて開催します。

(2) 1日目は「貧困・格差社会」をテーマに松尾匡先生、加賀美太記先生に御登壇いただきます。地域で活動されている様々な分野の方から報告を頂き、現在の貧困、格差の背景について深めます。

(3) 2日目は4つの分科会を企画します。

(4) 2020年開催の第28回総会記念シンポジウムの企画を進めます。

2. 第20回生協組合員理事トップセミナーの開催

(1) 2019年12月7（土）8（日）に開催します。（会場未定）

(2) 企画と運営：組合員理事で構成する呼びかけ人会ですすめます。

(3) 企画立案：組合員理事が抱える問題意識や課題に沿った内容を呼びかけ人会で検討し、研究所の研究者の協力を得ながら具体化します。

(4) 参加募集：85生協（会員30、非会員50）に案内を送付します。

(5) 募集人数：50名

III. 編集・広報活動の推進

1. 季刊誌『くらしと協同』

(1) 年4回発行します(6月・9月・12月・3月)。

(2) 2019年度発行予定

| | |
|------|---|
| 夏号特集 | 民営化とは?市場と公共性から考える(仮) 住民の関与による「公」から「民」へのとりくみ(仮) |
| 秋号特集 | 未定 |
| 冬号特集 | 未定 |
| 春号特集 | 未定 |

2. 報告書等

セミナー、研究会などの研究活動の成果は報告書を通じて会員等に発信していきます。

3. ホームページ

総会記念シンポや組合員理事トップセミナー、くらしと協同全体研究会等、これから開催するシンポジウムや企画の宣伝を積極的に行っていきます。また、「情報ひろば+事務局日記」を活用し、研究所の活動や研究員の紹介をしていきます。

IV. 研究所の運営

1. 常任理事会・理事会

常任理事会・理事会では、方針や取組の進捗状況の確認を深めます。また、研究会など、常任理事会での承認事項について協議、決定します。

2. 企画委員会

団体会員である生協役職員と個人会員である研究者で構成される企画委員会は、生協の現場の状況や実践事例を実践家と研究者が共有し、研究活動に反映するための大切な場として、事例や課題などを出し合い、意見交換する場として大切にします。

3. 運営委員会

(1) 研究者と事務局員で構成し、研究所の運営を日常的に担います。

(2) 企画委員会で出された意見・要望について検討し、研究所の研究課題につなぎます。

4. 編集委員会

(1) 現行の『くらしと協同』編集体制では、一部の編集委員(現役大学教員)に大きな負担がかかっており、『くらしと協同』の発行を維持することが困難となっています。この状況を改善し『くらしと協同』を今後も発行するために、年4号の担当を以下のようにします。

夏号と冬号の編集には、本研究所に関わっている若手研究者が中心となって企画・取材に携わります。秋号および春号の企画については編集委員が担当します。現行において増刊号として発行していた『総会記念シンポジウム増刊号』を『くらしと協同』の秋号に位置づけ、編集委員の負担を軽減するとともに、編集委員会が編集することによって、より充実した内容にします。なお、編集委員会はすべての号の編集および発行に責任をもちます。

(2) 編集委員会は年に1回、総会前に開催し、前年度の『くらしと協同』についての振り返りをおこない、それに基づいて次年度の発行計画および企画責任者を決定します。年度始めに年間の企画を決めることで編集委員の負担を軽減しながら『くらしと協同』のコンセプトを維持することに努めます。

(3) 本研究所に関わっている若手研究者に新たに編集委員として従事していただけるよう依頼し、編集体制を安定させていきます。

5. 事務局・院生事務局

(1) 事務局は生協における実践や問題意識に絶えず目を向けていきます。

(2) 会員研究者とのコミュニケーションを大切にして、研究所の活動への参加をさらに広げていきます。

(3) 「くらしと協同」に関わる研究者を育成するために院生事務局を配置してきました。研究所の諸事業への参加や研究交流の場で日頃から経験を積むことによって、将来にわたって協同組合や研究所にかかわる人材として育てていきます。

2019年度予算

2019年度予算は2018年度予算をベースにしながらも、今年度の計画に基づき作成します。

2019年度予算(案)

【単位:円】

| 収入 | 2018年度執行額 | 2019年度予算 | |
|------------|------------|------------|------|
| 1 会費 | 15,834,000 | 15,774,000 | |
| 団体会費（正） | 13,860,000 | 13,890,000 | 33団体 |
| 団体会費（賛） | 1,080,000 | 1,032,000 | 11団体 |
| 個人会費（正） | 876,000 | 834,000 | 142人 |
| 個人会費（賛） | 18,000 | 18,000 | 3人 |
| 2 事業収入 | 3,297,078 | 2,955,000 | |
| 3. 雜収入 | 144 | 0 | |
| 当期収入合計 (a) | 19,131,222 | 18,729,000 | |
| 前期繰越収支差額 | 11,932,253 | 14,983,662 | |
| 収入合計 (b) | 31,063,475 | 33,712,662 | |

| 支出 | 2018年度執行額 | 2019年度予算 | 予算説明 |
|------------------|------------|------------|--------------------------|
| 1. 事業費 | 12,609,522 | 15,126,000 | |
| ①研究人件費 | 1,800,000 | 1,800,000 | |
| 非常勤研究員等手当 | 1,800,000 | 1,800,000 | 院生事務局3名 |
| ②研究活動費(調査研究費) | 2,615,420 | 4,116,000 | |
| 研究交流会 | 344,974 | 350,000 | コーポラティブ・ラボ活動費 |
| くらしと協同全体研究会 | 246,898 | 400,000 | |
| 基幹研究会活動費 | 330,202 | 2,000,000 | 生協労働研究会120万、次世代生協研究会80万円 |
| 公募研究会援助金 | 300,000 | 300,000 | 公募研究会×3 |
| 会費 | 612,000 | 616,000 | |
| 研究出張費 | 155,872 | 200,000 | 実行委員会参加交通費 |
| 図書購入費 | 176,246 | 250,000 | |
| ③研究企画費(講演講座開設費) | 4,035,496 | 5,010,000 | |
| 1)基本企画費 | 4,035,496 | 4,660,000 | |
| 総会シンポジウム | 1,166,230 | 1,250,000 | |
| 総会シンポジウム 懇親会 | 364,500 | 400,000 | |
| 総会シンポジウム報告書 | 587,621 | 820,000 | |
| 組合員理事トップセミナー | 884,065 | 1,000,000 | |
| 組合員理事トップセミナー懇親会 | 216,000 | 280,000 | |
| 組合員理事トップセミナー宿泊 | 546,000 | 660,000 | |
| 組合員理事トップセミナー報告集 | 271,080 | 250,000 | |
| 2)公開研究会・公開講座・シンポ | 0 | 350,000 | 公開研究会開催を計画 |
| ④教育文化費 | 4,158,606 | 4,200,000 | |
| 「くらしと協同」作成費用 | 4,158,606 | 4,200,000 | |
| 2. 管理費 | 3,446,291 | 3,439,000 | |
| ①機関会議費 | 1,373,374 | 1,381,000 | |
| ②消耗品 | 1,330 | 20,000 | |
| ③通信交通費 | 510,289 | 520,000 | |
| ④賃借料 | 1,296,000 | 1,296,000 | |
| ⑤委託業務費 | 182,680 | 200,000 | |
| ⑥支払手数料 | 16,258 | 20,000 | |
| ⑦租税公課 | 1,000 | 2,000 | |
| ⑧備品購入費 | 65,360 | 0 | |
| 3. 雜損失 | 24,000 | 24,000 | |
| 当期支出合計 (c) | 16,079,813 | 18,589,000 | |
| 当期収支差額 (a - c) | 3,051,409 | 140,000 | |
| 次期繰越し差額 | 14,983,662 | 15,123,662 | |

第27回総会議案書 資料集

新基幹研究会「次世代生協研究会—若年層と創る未来の協同社会に向けて—」

座長 辻村英之（京都大学）

副座長 玉置了（近畿大学）・加賀美太記（就実大学）

生協が先導した、「生協ならでは」の連帶性、社会性の高い様々な取り組みが、若年層をはじめとする組合員のニーズをとらえ、生協自身の発展はもちろん、協同社会の発展をも促してきたと考える。

たとえば、産地支援や環境保全に貢献する倫理的商品の取り扱い、産直事業による農業者との交流・提携、地域社会への貢献事業である。さらには、組合員組織・交流イベントを活用した参加型の消費者ニーズ（特に高い安全・安心志向）の把握や、それに基づくマーケットイン型の商品開発を挙げることもできよう。

ところが CSR (CSV、SDGs) や「マーケットイン」が一般的になった今、一般のスーパー・マーケットもそれらを学んで取り込もうとしており、「生協ならでは」の度合が下がったことが、生協組合員の高齢化（若年層の組合員の減少）問題につながっていると思う。

また上記のように、協同社会・連帶経済の構築に貢献できることが、職場としての生協の魅力であったと思うが、近年は労働条件のみに着目する若者が多く、新規採用が難しくなっていると言う。「生協ならでは」度合の低下も、その1要因ではないだろうか。

この新基幹研究会は、倫理的商品を事例とした生協組合員・一般消費者の購買意識、「おしゃべりパーティー」を事例とした組合員の参画と消費行動の関連性、プライベートブランド商品を事例とした生協と大手スーパーの消費者意識の比較、米や牛乳の産直を事例とした生産者と消費者の取引をめぐる意識調査などの調査研究を通して、組合員はもちろん、一般消費者・生産者における若年層の意識・行動の特徴を描き出すものである。さらには、若手生協職員や大学生の、生協やその取り組みについての理解度や職場としてのイメージなども解明したい。若年層のライフスタイルや価値観を熟知する若手研究者を主体とする、次世代研究者による次世代生協のための研究会（通称「次世代研」）である。

以上の研究を通して、協同社会・連帶経済構築の次世代を担う若年層が、生協組合員・職員として、また商品の販売者として生協に魅力を感じて関与の度合を増し、生協・協同社会のさらなる発展が導かれる未来に向けて、生協のいかなる変革が求められるのか、新たな知見を得ることができよう。

(資料) 活動日誌

2018年

- 3/23 『くらしと協同』春号発送
- 3/25 総会記念シンポジウム分科会
- 4/05 第26回シンポ第2分科会打合せ
- 4/07 組合員理事トップセミナー呼びかけ人会議
- 4/19 第26回シンポ1日目企画のため良品計画萩原様、若林先生、加賀美先生打合せ
- 4/23 運営委員会
- 4/27 総会記念シンポ本案内発送
- 5/07 第1分科会打合せ
- 5/12 常任理事会、理事会
- 5/19 生協総研公開研究会共催
- 5/25 企画委員会、議案書発送
- 5/30 運営委員会
- 6/02 呼びかけ人会議
- 6/04 編集委員会
- 6/22 『くらしと協同』発送
- 6/30 総会記念シンポジウム
- 7/01 総会記念シンポジウム/コーポラティブ・ラボ
- 7/04 編集委員会
- 8/01 組合員理事トップセミナー呼びかけ人会議
- 8/09 企画委員会
- 8/10 運営委員会/生協労働研究会
- 8/29 組合員理事トップセミナー呼びかけ人会議/運営委員会
- 9/03 編集委員会
- 9/05 19年総会記念シンポ打合せ(松尾先生)
- 9/08 常任理事会
- 9/14 運営委員会/生協労働研究会
- 9/27 『くらしと協同』発送
- 10/02 尼崎医療生協職員意識調査依頼訪問
- 10/03 編集委員会
- 10/07 松尾先生市民フォーラム参加
- 10/11 企画委員会
- 10/15 運営委員会
- 10/22 コーポラティブ・ラボ：川上村視察
- 10/30 組合員理事トップセミナー呼びかけ人会議
- 11/07 編集委員会

- 11/10 常任理事会/ロバート・オウエン協会60周年記念集会・共催
11/21 組合員理事トップセミナー呼びかけ人会議
11/22 生協総研公開研究会・後援
11/23 19年総会記念シンポ打合せ（松尾先生・加賀美先生）
11/26 運営委員会
12/01 組合員理事トップセミナー
12/02 組合員理事トップセミナー
12/10 編集委員会
12/15 理事会
12/17 コーポラティブ・ラボ/運営委員会
12/26 『くらしと協同』冬号発送

2019年

- 1/07 編集委員会
1/08 鳥取医療生協職員意識調査依頼訪問
1/09 組合員理事トップセミナー呼びかけ人会議
1/15 新基幹研究会打合せ（加賀美先生・玉置先生）
1/21 運営委員会
2/07 企画委員会
2/08 総会記念シンポ分科会打合せ（北川先生）
2/12 コーポラティブ・ラボ
2/25 運営委員会
2/27 総会記念シンポ準備会
3/02 くらしと協同全体研究会
3/05 編集委員会
3/09 常任理事会
3/15 総会記念シンポ分科会打合せ（北川先生）
3/19 新基幹研究会打合せ（加賀美先生・玉置先生・辻村先生）
3/25 運営委員会
3/27 『くらしと協同』春号、組合員理事トップセミナー報告書、シンポ予告案内発送
3/28 シンポ分科会打合せ（コーポラティブ・ラボ）
3/30 生協労働研究会

くらしと協同の研究所 規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この研究所は、くらしと協同の研究所と称します。

(事務所)

第2条 研究所は、主たる事務所を京都市（中京区烏丸通二条上ル蔵絵屋町 258 コープ御所南ビル4階）内に置きます。

なお、従たる事務所を理事会の議決を経て必要な地に置くことができます。

(目的)

第3条 研究所は、くらしに関する総合的な調査・研究、教育・学習、研修、助成等の諸事業を行なうとともに、協同の事業に関連する問題の調査・研究、教育・学習、研修活動を行い、協同の事業と活動がくらしの中で果たすことのできる役割を明らかにし、それを通じて生活の向上と安定に寄与することを目的とします。

(事業)

第4条 研究所は、前条の目的を達成するために、次の諸事業を行ないます。

- 1) くらしと協同の事業に関する調査・研究と研究会等の開催
 - 2) くらしと協同の事業に関する国内・国外の文献・資料・情報の収集、管理とその活用
 - 3) くらしと協同の事業に関する教育・学習、講演、研修、交流等
 - 4) 国内外のくらしと協同の事業に関する調査・研究、教育・学習、研修、交流等に対する助成
 - 5) 研究所の機関誌、資料等その他の刊行
 - 6) その他前条の目的を達成するために必要な事業
2. 研究所は、前項の事業を主として西日本を対象におこないます。
なお、各地の研究所・研究組織とネットワークを結び前項の諸事業をおこないます。

第2章 会員および賛助会員

(会員)

第5条 研究所は、この研究所の設立の趣旨および第3条に定める目的に賛同して加入した会員である個人会員と団体会員によって構成します。

2. 研究所の目的に賛同し、これを援助する個人または団体を賛助会員とすることができます。

(入会)

第6条 会員になろうとするものは、所定の入会申込書（個人用、団体用）を提出するとともに、第37条に定める会費を納入し、かつ常任理事会の承認をうけるものとします。

2. 賛助会員になろうとするものは、所定の入会申込書（個人用、団体用）を提出するとともに、第37条に定める賛助会員の会費を納入し、かつ常任理事会の承認をうけるものとします。

(会員の権利)

第7条 会員は、研究所の事業、運営に参加するとともに、研究所の施設を利用すること、ならびに資料・刊行物等の配布を受けることができます。

2. 賛助会員は、研究所の施設を利用すること、ならびに資料・刊行物等の配布を受けることができます。
3. 団体会員に対する資料・刊行物等の配布数量は、別に定める会費基準にもとづく会費の口数等によるものとします。

(退会)

第8条 会員または賛助会員は、所定の退会届を常任理事会に提出して、任意に退会すること

ができます。

(資格の喪失)

第9条 会員または賛助会員が以下の条件に該当する場合は、退会届のあるなしにかかわらず会員または賛助会員の資格を喪失するものとします。

- 1) 死亡、もしくは失踪の宣告を受けたとき、または団体の消滅したとき
- 2) 2年以上会費を滞納したとき
- 3) 除名されたとき

(除名)

第10条 会員または賛助会員が研究所の名誉を傷つけ、または目的に反した行為をしたときは、理事会において出席理事（委任状出席を含む）の3分の2以上の議決にもとづいて除名することができます。その場合、理事会においてその会員に対し弁明の機会を与えるものとします。

(拠出金品の不返還)

第11条 退会、資格喪失の場合もすでに納入した会費およびその他の拠出金品は、返還しないものとします。

第3章 役員

(役員)

第12条 研究所に次の役員を置きます。

- 1) 理事 20名以上30名以内
- 2) 監事 2名以上5名以内

(役員の選出)

第13条 理事および監事は総会において選出します。

理事は互選により、理事長1名、専務理事1名、常任理事若干名を選出します。

(理事長、専務理事および常任理事等)

第14条 理事長は、研究所を代表し、業務を総理します。

2. 専務理事は、理事長を補佐し、日常の業務を執行します。
3. 常任理事は、この規約に定める事項を審議とともに、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事長が指名した順序で、その職務を代行します。
4. 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定します。

(監事の職務)

第15条 監事は、研究所の財産の状況および業務の執行状況を監査します。

(役員の任期)

第16条 研究所の役員の任期は2年とし、再任を妨げないものとします。

欠員補充または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とします。

役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行ないます。

(解任)

第17条 役員が以下の条件の一つに該当するときは、理事会において出席理事（委任状出席を含む）の3分の2以上の議決にもとづいて解任することができます。この場合、本人が求めたときは、理事会において弁明の機会を与えるものとします。

- 1) 心身の故障のため職務の執行にたえられないと認められるとき
- 2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員の報酬)

第18条 役員は無給とします。ただし、常勤の場合、理事会の議決を経て有給とすることができます。

役員には、費用弁償するものとします。

第4章 会議

(理事会の召集等)

第 19 条 理事会は、理事長が必要と認めたとき招集します。

2. 理事長は、理事の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、臨時理事会を招集しなければなりません。
3. 理事会の議長は、理事長が行ないます。

(理事会の議決事項と定足数)

第 20 条 理事会の議決事項は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項とします。

- 1) 総会に提出する議案に関すること
 - 2) 総会の議決した事項で理事会の議決を要すること
 - 4) 会費基準、旅費規程および研究委員会要綱に関すること
 - 5) 理事長、専務理事、常任理事の互選
 - 6) その他理事会が必要と認めた事項
2. 理事会は、理事の過半数の出席によって成立するものとします。なお、委任状による出席も、出席とします。
 3. 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとします。

(常任理事会)

第 21 条 常任理事会は、理事長、専務理事、常任理事をもって構成します。常任理事会は、理事会の委任をうけて研究所の重要事項を審議します。

2. 常任理事会は、理事長または常任理事の要請によりそのつど開催するものとします。
3. 常任理事会の議長は、理事長とします。
4. 常任理事会は、次の事項を審議します。
 - 1) 理事会提出議案の作成に関すること。
 - 2) 理事会議決事項の執行に関すること。
 - 3) その他理事会の議決を要しない日常業務に関する事項。

(総会の招集)

第 22 条 通常総会を年 1 回開催するものとし、理事長が招集するものとします。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、理事長が招集します。
3. 理事長は、会員の 5 分の 1 以上から会議に付議すべき事項をしめして総会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければなりません。
4. 総会の招集は、少なくとも 7 日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって通知します。

(総会の議長)

第 23 条 総会の議長は、理事長とします。

2. 前条 3 項の臨時総会の議長は、出席会員のなかから選任するものとします。

(総会の議決事項)

第 24 条 総会の議決事項は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項とします。

- 1) 事業計画および収支予算についての事項
- 2) 事業報告および収支決算についての事項
- 3) 財産目録および貸借対照表についての事項
- 4) 規約の設定、変更
- 5) 解散および解散に伴う残余財産処分についての事項
- 6) その他研究所の業務に関する重要な事項

(総会の定足数等)

第 25 条 会員は、各一個の議決権を有するものとします。

2. 総会は会員の過半数の出席によって成立します。委任状による出席も出席とします。
3. 総会の議事は、出席した会員の過半数でもって決し、可否同数のときは議長の決するところによるものとします。但し、第 24 条 1 項 5 号に定める解散は、出席した会員

の 3 分の 2 以上の多数で決するものとします。

(会員への通知)

第 26 条 総会の議事の要領および議決した事項は、会員に通知するものとします。

(企画委員会)

第 27 条 研究所には、企画委員会を設けます。

2. 企画委員会は、専務理事が招集し、団体会員から 5 名、個人会員から 4 名を上限に、事務局長を含めて構成し、常任理事会が委員を任命します。
3. 企画委員会の目的、運営等に必要な規程を別に定めるものとします。

(運営委員会)

第 28 条 研究所には、運営委員会を設けます。

2. 運営委員会は、事務局員及び 3 名以上 5 名以内の研究者で構成します。運営委員及び運営委員長は常任理事会の任命とします。運営委員会は運営委員長が招集し、月 1 回の開催とします。
3. 運営委員会の目的、運営等に係る規程を別に定めるものとします。

(研究会)

第 29 条 研究所には研究会、研究発表、交流、研究紙誌等、調査研究活動推進のために必要な要件を規程の中に設けることが出来ます。

(議事録)

第 30 条 すべての会議については、議事録を作成し、議長および出席者代表 2 名以上が記名押印の上、これを保存します。

第 5 章 資産および会計

(資産の構成)

第 31 条 研究所の資産は、次のとおりとします。

- 1) 財産目録に記載された財産
- 2) 会費
- 3) 資産から生ずる収入
- 4) 事業に伴う収入
- 5) 寄付金品
- 6) その他の収入

(資産の管理)

第 32 条 研究所の資産は、理事長が管理します。

(経費の弁済)

第 33 条 研究所の事業遂行に要する経費は、資産をもって支弁します。

(事業計画および収支予算)

第 34 条 研究所の事業計画およびこれに伴う収支予算は理事長が編成し、理事会および総会の議決を経るものとします。

(収支決算)

第 35 条 研究所の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書および財産増減事由書ならびに異動状況書とともに、監事の意見をつけ、理事会および総会の承認を受けるものとします。

(会費)

第 36 条 研究所は、個人会員（賛助会員）および団体会員（賛助会員）の 1 口あたりの年会費を次のとおりとします。なお、会費基準を別途定めます。

- 1) 個人会員（賛助会員も同じ）1 口月額 500 円（年額 6 千円）
- 2) 団体会員（賛助会員も同じ）1 口月額 5 千円（年額 6 万円）

(会計年度)

第 37 条 研究所の会計年度は、毎年 3 月 21 日に始まり、翌年 3 月 20 日に終了するものとします。ただし、初年度については、設立の日よりはじまるものとします。

第6章 事務局

(設置等)

第38条 研究所の事務を処理するため、事務局を設置し、専務理事が統括します。

2. 事務局には、事務局長および所要の事務局員を置きます。
3. 事務局長、事務局員は理事長が任免します。
4. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定めるものとします。

(備え付け帳簿および書類)

第39条 事務所には、常に次に掲げる帳簿および書類を備えておくものとします。

- 1) くらしと協同の研究所の規約
- 2) 会員（賛助会員）名簿および会員（賛助会員）の異動に関する書類
- 3) 理事、監事および事務局員の名簿および履歴書
- 4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- 5) 収入、支出に関する帳簿および証拠書類
- 6) 資産、負債および正味財産の状況を示す書類
- 7) その他必要な帳簿および書類

第7章 補足

(委任)

第40条 この規約に定めるもののほか、研究所の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別にさだめるものとします。

付則 この規約は、くらしと協同の研究所の設立の日（1993年6月26日）から施行します。

1. この規約の改正は、第二回総会の日（1994年6月25日）から施行します。
2. この規約の改正は、第三回総会の日（1995年9月9日）から施行します。
3. この規約の改正は、第十回総会の日（2002年6月22日）から施行します。
4. この規約の改正は、第二十四回総会の日（2016年6月25日）から施行します。
5. この規約の改定は、第二十五回総会の翌日（2017年6月25日）から施行します。

くらしと協同の研究所会費基準

この研究所は、規約第34条の規定にもとづき、会員および賛助会員の会費基準を次のとおり定めます。

(団体会員の会費)

第1条 会員たる団体の会費は、年額を次の会費基準によるものとします。

(1) 購買生協

| | | | | |
|-----------|---------|------|----------|----------|
| 前年度の年間供給高 | 5億円未満 | 1/2口 | 月額 2.5千円 | (年額 3万円) |
| | 10億円未満 | 1口 | 5千円 | (6万円) |
| | 25億円未満 | 2口 | 1万円 | (12万円) |
| | 50億円未満 | 4口 | 2万円 | (24万円) |
| | 75億円未満 | 6口 | 3万円 | (36万円) |
| | 100億円未満 | 8口 | 4万円 | (48万円) |
| | 150億円未満 | 9口 | 4.5万円 | (54万円) |
| | 200億円未満 | 10口 | 5万円 | (60万円) |
| | 250億円未満 | 11口 | 5.5万円 | (66万円) |
| | 300億円未満 | 12口 | 6万円 | (72万円) |
| | 350億円未満 | 13口 | 6.5万円 | (78万円) |
| | 400億円未満 | 14口 | 7万円 | (84万円) |
| | 450億円未満 | 16口 | 8万円 | (96万円) |
| | 500億円未満 | 18口 | 9万円 | (108万円) |
| | 550億円未満 | 20口 | 10万円 | (120万円) |
| | 600億円未満 | 25口 | 12.5万円 | (150万円) |
| | 600億円以上 | 30口 | 15万円 | (180万円) |

(2) 関西管内の府県連、事業連合、医療生協等

1口月額5千円(年額6万円)、1口以上の口数加入とします。

(3) 生協以外の協同組合等

1口月額5千円(年額6万円)、1口以上の口数加入とします。

(4) 特定非営利法人等

1/2口月額2.5千円(年額3万円)、1/2口以上の口数加入とします。

(団体賛助会員の会費)

第2条 賛助会員たる団体の会費は、年額を次の会費基準によるものとします。

(1) 購買生協

| | | | | |
|-----------|---------|-----|--------|---------|
| 前年度の年間供給高 | 50億円未満 | 1口 | 月額 5千円 | (6万円) |
| | 100億円未満 | 2口 | 1万円 | (12万円) |
| | 200億円未満 | 3口 | 1.5万円 | (18万円) |
| | 300億円未満 | 4口 | 2万円 | (24万円) |
| | 400億円未満 | 5口 | 2.5万円 | (30万円) |
| | 500億円未満 | 6口 | 3万円 | (36万円) |
| | 600億円未満 | 7口 | 3.5万円 | (42万円) |
| | 700億円未満 | 8口 | 4万円 | (48万円) |
| | 700億円以上 | 10口 | 5万円 | (60万円) |

(2) 関西管内以外の府県連、事業連合、医療生協等

1口月額5千円(年額6万円)、1口以上の口数加入とします。

(3) 全国連合会

第2条(1)賛助会員の購買生協の基準と同様とします。

(4) 生協以外の協同組合等

第1条(3)正会員たる生協以外の協同組合等の基準と同様とします。

(5) 株式会社等

1 口月額 5 千円（年額 6 万円）、1 口以上の口数加入とします。

(6) 特定非営利法人等

1/5 口月額 1 千円（年額 1 万 2 千円）、1/5 口以上の口数加入とします。

(個人会員の会費)

第 3 条 会員たる個人の会費は、1 口月額 500 円（年額 6 千円）とします。

賛助会員たる個人の会費も同様とします。

なお、学生・大学院生の会費については、上記の半額（年額 3 千円）とします。

(会費の納入)

第 4 条 会費の納入は年 1 回とし、毎年 5 月末日までに納入するものとします。

ただし、新規会員は、入会時に月割りで会費を納入するものとします。

(配布等の基準)

第 5 条 団体会員（賛助会員）がこの研究所の施設を利用することならびに資料・刊行物等の配布を受ける数量は、口数に準じるものとします。

(会費基準の改訂)

第 6 条 会費基準の改訂は、西暦の奇数年毎に行なうものとします。

付則 本基準は、1993 年 6 月 26 日から施行します。

2. 本基準の改定は、2003 年 4 月 26 日（2002 年度第 4 回理事会の日）から施行します。

3. 本基準の改定は、2006 年 4 月 22 日（2005 年度第 3 回理事会の日）から施行します。

くらしと協同の研究所 企画委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第28条に定める企画委員会の目的と役割、構成、委員の選任と任期、会議について定めます。

(目的)

第2条 企画委員会は、生協現場の状況や実践事例を団体会員と研究者が共有し、それぞれの問題意識を出し合い、意見交換する事を通じて研究所の研究課題に繋げます。

(役割)

第3条 団体会員の現場の状況を報告し、研究所への期待・要望を発信します。

2. 現場の状況や期待・要望を研究所の課題に繋げます。
3. 研究所の事業計画の原案を検討します。

(構成)

第4条 企画委員会は、専務理事、団体会員4名、個人会員4名、事務局長で構成され、委員の総数は9名とします。企画委員会は専務理事が主宰します。

(委員の選任)

第5条 企画委員会の委員は団体会員と個人会員から運営委員会が推薦し、常任理事会が任命します。

2. 運営委員会は近畿圏エリアの団体会員から推薦します。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は1年間とし、再任を妨げないものとします。

2. 選任された委員に欠員が生じたときは、そのつど第5条の選任方法によって委員を補充することができます。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(会議等)

第7条 企画委員会の招集ならびに議長は委員長が行います。委員長に事故あるときは、事務局長が招集します。

2. 企画委員会は、年4回開催し、本規程第3条に定める役割を担います。

(報酬等)

第8条 委員のうち、団体会員は旅費規程Iにより交通費、食費、宿泊費を支給、個人会員は旅費規程Iにより日当、交通費、食費、宿泊費を支給します。

(事務局)

第8条 企画委員会の事務局は、規約第39条の規定する研究所事務局が担当します。

(規程の改正)

第9条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

くらしと協同の研究所運営委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第27条に定める運営委員会の目的と役割、構成、委員の選任と任期、会議について定めます。

(目的)

第2条 運営委員会は、研究所の運営に主体的に参画し、研究所規約第3条に定める研究所の目的の実現に貢献します。

(役割)

第3条 研究所規約第3条のさだめる研究所業務の具体化とその推進に参画します。

2. 運営委員会は、規約第28条にもとづき、近畿圏エリアの団体会員より企画委員候補を常任理事会に推薦します。
3. 運営委員会は、個人会員より編集委員候補を常任理事会に推薦します。
4. 運営委員会は、企画委員会に事業計画およびその具体化について提案を行います。
5. 運営委員会は、くらしと協同全体研究会を主宰し、企画・運営等を行います。
6. 運営委員会は、常任理事会のもとに必要な事項を具体化します。

(構成)

第4条 運営委員会は、研究所事務局員全員、個人会員3名以上5名以内で構成され、委員の総数は8名程度とします。

(委員の選任)

第5条 委員となる個人会員及び事務局員全員及び委員長は常任理事会が任命します。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は1年間とし、再任を妨げないものとします。

2. 選任された委員に欠員が生じたときは、そのつど第5条の選任方法によって委員を補充することができます。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(会議等)

第7条 運営委員会の招集ならびに議長は委員長が行います。委員長に事故あるときは、事務局長が招集します。

2. 運営委員会は、月1回開催し、本規程第3条に定める役割を日常的に担います。

(報酬等)

第9条 委員は旅費規程Ⅰにより、日当、交通費、食費、宿泊費を支給する。研究所事務局は別途基準により支給する。

(事務局)

第9条 運営委員会の事務局は、規約第39条の規定する研究所事務局が担当します。

(議事録)

第10条 運営委員会は、開催のつど議事録を作成し、委員に配布し、事務局が保存します。

(規程の改正)

第11条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

『くらしと協同』編集委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第31条に定める『くらしと協同』編集委員会(以下「編集委員会」という)の目的と役割、構成、委員の選任と任期、会議について定めます。

(目的)

第2条 編集委員会は、研究所規約第3条に定める研究所の目的の実現に貢献するために、季刊誌『くらしと協同』の編集を担います。

(役割)

第3条 くらしや協同をめぐり社会で問題となっている事や、時代に応じた課題を探り出し、『くらしと協同』を通じて調査、発信します。

(構成)

第4条 編集委員会の委員は、個人会員若干名と研究所事務局全員、院生事務局全員で構成されます。

(委員の選任)

第5条 運営委員会が推薦し、委員全員及び編集委員長は常任理事会が承認します。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は1年間とし、再任を妨げないものとします。

2. 選任された委員に欠員が生じたときは、そのつど第5条の選任方法によって委員を補充することができます。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(会議等)

第7条 編集委員会の招集は委員長がおこないます。編集委員会には委員長を補佐する副編集長を設けることができます。副編集長は常任理事会が承認します。

(報酬等)

第8条 編集委員は旅費規程Iにより日当、交通費、食費、宿泊費を支給します。研究所事務局は別途基準により支給します。

(事務局)

第9条 編集委員会の事務局は、規約第39条の規定する研究所事務局が担当します。

(規程の改正)

第10条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

くらしと協同の研究所 研究会等設置規程

(総則)

第 1 条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第 29 条に定める研究会設置の目的と種類、設置の手続き、期間、援助内容について定めます。

(目的)

第 2 条 研究所は、会員の調査研究活動を推進し、“くらしと協同”の研究の深化発展を図るため研究会を設けます。研究会は研究所規約第 3 条の目的実現に貢献します。

(研究会の種類)

第 3 条 研究所が認める研究会は、常任理事会の議決をへて設置する「基幹研究会」と、個人会員からの申請に基づき運営委員会で審査し、常任理事会の承認をもって開設する「公募研究会」、同様に個人会員の申請にもとづき運営委員会で審査、承認する「自由研究会」の 3 種類があります。

2. 研究所には、他の団体と共同して行う「共同研究」と「共同調査」、及び他の団体からの依頼により行う「受託調査」があります。

(基幹研究会)

第 4 条 基幹研究会は、常任理事会の議決をへて設置されるものとし、その設置手続きと運営は次に定めるところによります。

2. 運営委員会は、年度の事業計画に基づき基幹研究会の設置について検討し、常任理事会に提案します。
3. 研究会の構成員及び責任者は、常任理事会が任命します。
4. 研究期間は 2 年間を基本とし、期間終了時に研究成果を報告書としてまとめ常任理事会に提出します。
5. 研究会の構成員には、研究所の規定にもとづいて、交通費、食費、宿泊費、日当を支給します。
6. 研究会が対外的な調査活動や発表を行うときは、あらかじめ運営委員会に報告し、承認を得るものとします。
7. 基幹研究会の責任者は会員とし、非会員は 3 割を超えない範囲を原則とします。

(公募研究会)

第 5 条 公募研究会の活動費は研究援助金方式とし、年度の公募研究会予算の範囲で各公募研究会の活動計画に基づき運営委員会で検討し、各研究会に割り振ります。研究期間は 2 年を限度とし、研究援助金の支給と会計報告は決算年度（3/21～翌年 3/20 の期間）に対応して毎年一回おこないます。研究活動終了の際は、2 年間の範囲で研究報告書を運営委員会に提出します。研究報告書は 2 万字を超えるものとします。

2. 公募研究会は所定の「公募研究会申請書」を運営委員会に提出し、審査の後、常任理事会の承認をうけます。「公募研究会申請書」には研究テーマ、2年間の研究活動計画と予算概算を明記します。1研究会には単年度で最低10万円を援助します。
3. 公募研究会の責任者は会員とし、非会員は構成員の4割を超えない範囲を原則とします。
4. 研究会には会計担当を決め、援助費を自主管理し、単年度ごとに会計報告書を提出する義務があります。
5. 申請期限は7月7日（土、日、祝を除く前日）までとし、10月より2年間を上限に研究活動を行います。
6. 研究会が対外的な調査活動や発表を行うときは、あらかじめ運営委員会に報告し、承認を得るものとします。

（自由研究会）

第6条 基幹研究会、公募研究会以外の研究会のうち、運営委員会に「自由研究会登録書」を提出し、運営委員会の承認を得られた研究会を「自由研究会」とします。年度ごとに「年間活動報告書」を運営委員会に提出します。

2. 自由研究会の責任者は会員とし、非会員は構成員の6割を超えない範囲を原則とします。
3. 研究所所有の書籍や資料及び施設の利用については使用する2日前（土、日、祝を除く）までには連絡をすることとします。他団体への調査依頼は、調査希望日の2か月前とします。

（共同研究・共同調査、受託調査）

第7条 共同研究・共同調査とは、他の団体と研究所が一つのテーマで共同して調査・研究する事で、その業績は公開を原則とします。

2. 共同研究・共同調査にかかる費用負担の割合は協同する団体と研究所で協議して決めます。
3. 受託調査とは、他の団体より依頼を受け、研究所が受託して行う調査の事をいい、報告書は「非公開」を原則とし、費用は全額委託元が負担します。

（規程の改正）

第8条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

くらしと協同の研究所 研究員規程

(総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第33条に定める研究員登録制度の目的と役割、手続きについて定めます。

(目的)

第2条 研究員は研究所の調査・研究活動等推進のために主体的に参画し、研究所規約第3条に定める研究所の目的の実現に貢献します。

(構成)

第3条 研究員は、登録を希望する個人会員で構成されます。

(役割)

第4条 研究員は次の活動を行います。

- ・研究所の調査・研究活動
- ・講師活動

(手続き)

第5条 研究員として登録を希望する個人会員は「研究員登録用紙」を提出し、運営委員会で承認します。

(広報)

第6条 研究員はホームページなどで紹介されます。

(報酬等)

第7条 研究員は無給とします。

(規程の改正)

第8条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

くらしと協同全体研究会規程

(総則)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第 29 条に定める研究会、研究発表、交流を推進するための「くらしと協同全体研究会」(以下「全体研究会」という)の目的と役割について定めます。

(目的)

第 2 条 全体研究会は、研究所の研究活動に係る分野の発表と交流の場として設けます。全体研究会の活動を通じて研究所規約第 3 条に定める研究所の目的の実現に貢献します。

(役割)

第 3 条 研究所規約第 3 条の定める研究所業務の調査研究業務に貢献します。

2. 全体研究会は各研究会から研究活動や研究成果の報告を受けるとともに交流を行います。

(準備会当)

第 4 条 全体研究会は運営委員会の長が主宰します。

2. 全体研究会の企画など準備及び当日の運営等について具体化するための準備会を設置することができます。

準備会は、研究会及び研究員に登録した者の中から運営委員会が選出することができます。

(報告者・運営者の報酬当)

第 5 条 全体研究会準備会の構成員は、旅費規程 I にもとづく旅費、交通費、宿泊費、食費及び日当を支給します。

2. 全体研究会の報告者、発表者等については、旅費規程 I にもとづく旅費、交通費、宿泊費、食費及び日当を支給します。

3. 上記 1、2 を支給するにあたっては、運営委員会の承認を必要とします。

(事務局)

第 6 条 全体研究会の事務局は規約第 36 条の規定する研究所事務局が担当します。

(規程の改正)

第 7 条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017 年 6 月 25 日(第 25 回総会の翌日から施行します。)

くらしと協同の研究所 旅費規程Ⅰ

(目的)

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第18条にもとづく研究所の役員（理事、監事）ならびに運営委員会委員が、理事会、常任理事会、運営委員会の認める会議、ならびに調査研究等の本研究所の業務を遂行すめたに出張する場合の旅費交通費、宿泊費、日当の支給について定めます。

(旅費交通費)

第2条 原則として、最短経路の公共交通機関（航空機を含む）を使用するものとし、使用交通機関の実費を別表にもとづいて支給します。

2. 航空機を使用する場合は事前に事務局長の許可を得るものとします。
3. 起点は自宅または勤務先からとします。

(宿泊)

第3条 宿泊を必要とする場合は、別表にもとづいて宿泊費を支給します。ただし、研究所事務局が宿泊を斡旋する場合には、宿泊料実費（朝食費を含む）を研究所の負担とします。

2. 車（船、航空機）中泊にあたった場合も宿泊とみなし、寝台料金または宿泊費を支給します。

(食事)

第4条 別表にもとづいて、宿泊費に含まれない食費を支給します。ただし、研究所が食事を準備する場合には、食費は支給しないものとします。宿泊を伴わない場合で、第1条に規程する業務が午後1時まで、または午後8時を超える場合は、食費を支給するか、または食事を準備するものとします。

(日当)

第5条 別表にもとづいて日当を支給します。ただし、業務が短期間で終了するような場合については、拘束時間に応じて別表の1/2まで減額することができるものとします。

(支給額)

第6条 第2条、第3条、第4条、第5条の別表を次のようにさだめます。

| 旅費交通費 料金実費（特急券、座席指定券ふくむ） | 宿泊費 14000円を上限 | 食費 昼 1000円 夜 1500円 | 日当 3000円 |
|-----------------------------|------------------|--------------------------|-------------|
|-----------------------------|------------------|--------------------------|-------------|

会議、研究会ごとの対象基準は下記の通りです。

| 会議・研究会 | 旅費・交通費 | 宿泊費 | 食費 | 日当 |
|----------------------------|--------|-----|----|----|
| 理事会・常任理事会 | 実費 | ○ | ○ | ○ |
| 企画委員会・運営委員会 | | | | |
| 監事会 | | | | |
| 基幹研究会 | 実費 | ○ | ○ | ○ |
| 共同研究 | 実費 | ○ | ○ | なし |
| 公募研究会 | なし | なし | なし | なし |
| 自主研究会 | なし | なし | なし | なし |
| 編集委員会(但し原稿料が発生する取材には日当は無し) | 実費 | ○ | ○ | ※○ |
| 受託調査 | 実費 | ○ | ○ | ○ |

(費用の精算)

第7条 この規程に関する費用の精算は、原則として1週間以内に領収書（および費用支出を認める証憑）を添えて研究所事務局に請求するものとします。

(仮払い)

第8条 業務に関する必要経費は、事務局長の許可を得て仮払いをうけることができます。仮払いの金額は、原則として帰着後1週間以内に領収書（および証憑）を添えて精算するものとします。

(運用)

第9条 この規程の運用は、研究所の事務局長が決定するものとします。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、事務局長の発議にもとづいて理事会が審議し、理事会が承認したときは理事長が制定するものとします。

付則 1.この規程は、1994年4月7日より施行します。
2.この規定改正は2017年6月25日より施行します。

以上

